

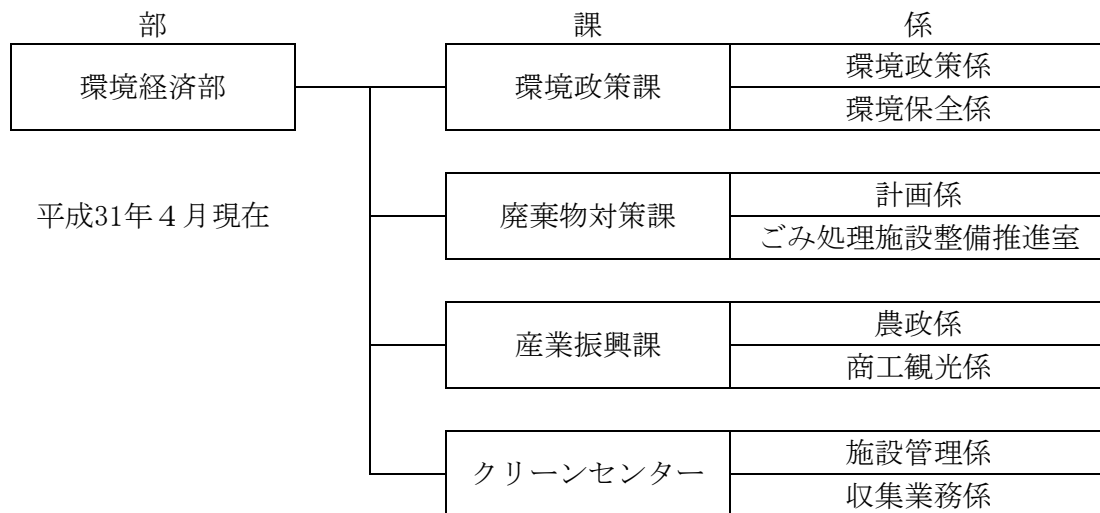
第2章 環境行政の概要

第1節 組織の変遷

1. 本市の環境関連組織

本市の公害対策は当初、保健衛生課で業務の取り扱いを行い、昭和51年に保健衛生課に公害係を設置しました。その後、昭和55年7月の部制施行で経済環境部に環境担当として環境整備課と清掃事務所が設置されました。その後も環境対策組織として再編等を数回行い、平成31年4月1日現在の環境経済部は、環境政策課・廃棄物対策課・産業振興課・クリーンセンターの4課体制となっています。

図表 2-1-1 環境経済部行政組織図（平成31年4月現在）



2. 環境審議会

公害の対策に関する基本的事項を調査、審議するための市長の諮問機関として昭和45年度に公害対策審議会を設置しました。

その後、従来の公害対策に留まらず、広く環境の保全に対処するために、平成3年4月に環境対策審議会に、平成6年8月に環境審議会に改称しています。

平成31年4月1日現在、13名の委員で構成されています。

図表2-1-2 四街道市環境審議会委員（任期：平成30年11月18日～令和2年11月17日）

| 名称 | 氏名 | 所属等 | 名称 | 氏名 | 所属等 |
|-------|--------|--------------|------|-------|-----------|
| 学識経験者 | 加藤 和彦 | 千葉工業大学教授 | 市民代表 | 強口 英行 | 印旛地域振興事務所 |
| | 鈴木 純子 | (一財)千葉県環境財団 | | 有賀 正彦 | 公募委員 |
| | 土屋 裕 | 元千葉県環境生活部職員 | | 伊藤 勇司 | 公募委員 |
| | 中村 圭三 | 敬愛大学名誉教授 | | 椎名 等 | 公募委員 |
| | 濱田 昌孝 | 市食品衛生組合長 | | 原 公栄 | 公募委員 |
| | 原 慶太郎 | 東京情報大学教授 | | | |
| | 半野 勝正 | (公財)印旛沼環境基金 | | | |
| | 本橋 敬之助 | 元(公財)印旛沼環境基金 | | | |

第2節 環境関連予算

環境関連予算の決算額の推移

図表 2-2-1

(単位：千円)

| 年度 | 環境衛生費 | 公害対策費 | 清掃総務費 | 塵芥処理費 | 施設建設費 | し尿処理費 | 年度合計 |
|-----|-----------|---------|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| H8 | 1,146,666 | 58,386 | 113,434 | 890,857 | 83,965 | 156,505 | 2,449,813 |
| H9 | 543,234 | 111,027 | 37,147 | 985,626 | 42,867 | 170,582 | 1,890,483 |
| H10 | 620,158 | 70,713 | 70,126 | 1,273,275 | 20,778 | 157,757 | 2,142,751 |
| H11 | 753,277 | 69,137 | 61,450 | 1,831,464 | 21,906 | 147,374 | 2,862,708 |
| H12 | 688,686 | 70,859 | 59,767 | 997,836 | 20,532 | 94,138 | 1,931,818 |
| H13 | 564,240 | 73,881 | 60,211 | 1,039,598 | 31,019 | 79,189 | 1,848,138 |
| H14 | 446,310 | 81,131 | 75,204 | 1,056,955 | 33,193 | 82,931 | 1,775,724 |
| H15 | 376,588 | 75,555 | 60,582 | 1,108,771 | 23,356 | 88,165 | 1,733,017 |
| H16 | 360,246 | 75,262 | 63,769 | 1,157,549 | 36,965 | 69,905 | 1,763,696 |
| H17 | 313,605 | 89,017 | 62,813 | 1,134,822 | 32,167 | 99,338 | 1,731,762 |
| H18 | 153,503 | 92,198 | 69,239 | 1,222,498 | 64,145 | 101,366 | 1,702,949 |
| H19 | 153,977 | 73,410 | 53,173 | 1,148,839 | 211,300 | 90,592 | 1,731,291 |
| H20 | 158,041 | 60,516 | 51,545 | 1,647,220 | 242,553 | 85,310 | 2,245,185 |
| H21 | 156,943 | 57,286 | 47,403 | 2,133,651 | 273,468 | 86,316 | 2,755,067 |
| H22 | 159,640 | 56,998 | 46,816 | 1,109,377 | 23,645 | 86,549 | 1,483,025 |
| H23 | 142,601 | 61,988 | 42,600 | 1,096,752 | 36,274 | 87,072 | 1,467,287 |
| H24 | 154,514 | 68,163 | 34,355 | 1,161,615 | 7,837 | 88,810 | 1,515,294 |
| H25 | 171,458 | 62,311 | 35,766 | 1,202,067 | 46,829 | 93,547 | 1,611,978 |
| H26 | 162,062 | 63,329 | 36,487 | 1,337,181 | 43,490 | 95,041 | 1,737,590 |
| H27 | 154,499 | 66,196 | 38,485 | 1,398,461 | 124,038 | 97,877 | 1,879,556 |
| H28 | 152,828 | 72,503 | 38,384 | 1,254,592 | 147,877 | 91,778 | 1,757,962 |
| H29 | 136,054 | 62,208 | 45,857 | 1,250,945 | 243,567 | 57,534 | 1,796,165 |
| H30 | 148,763 | 76,130 | 55,713 | 1,221,229 | 106,720 | 47,078 | 1,655,633 |
| R1 | 166,170 | 75,292 | 49,403 | 1,255,469 | 186,507 | 49,308 | 1,782,149 |

第3節 広域的環境行政協力組織

1. 環境に係る会議

ア 全国都市清掃会議（昭和22年7月設立）

地方公共団体が行う清掃事業の効率的な運営及び技術の改善のために必要な調査、研究、情報管理等の事業を行うことで清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的に設立されました。

イ 千葉県環境衛生促進協議会（昭和37年6月設立）

千葉県の自治体の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の処理及び清掃に関する事業の施策推進を図るとともに、事業の合理的な運営並びに施設の適正な維持管理を実施すべく、会員交互の知識普及と技術の向上を図り、もって生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的に設立されました。

ウ 千葉県浄化槽推進協議会（平成3年8月設立）

合併処理浄化槽の普及促進、維持管理の適正化を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に設立され、関連事項の調査・研究及び普及・啓発などを行っています。平成21年4月に千葉県合併処理浄化槽普及促進協議会から名称変更されました。

エ 印旛沼水質保全協議会（昭和46年8月設立）

千葉県、印旛沼流域市町村、利水団体により、印旛沼の水質を保全するための必要な事業を実施し、印旛沼の広域的価値を増進するために良好な環境を保全することを目的として設立されました。主として、ポスター・パンフレット等による啓発活動、印旛沼周辺の清掃活動等のイベントを開催しています。

オ 公益財団法人印旛沼環境基金（昭和59年11月設立）

千葉県、印旛沼流域市町村により印旛沼の水質浄化及び印旛沼周辺地域の環境を保全する目的に設立され、沼及び流域河川の調査研究、水質浄化、環境保全等の事業活動を行っています。

カ 印旛沼流域水循環健全化会議（平成13年10月設立）

印旛沼・流域が抱える多くの課題（水質や生物、治水等）を解決するために設立され、印旛沼・流域の再生に向けて平成22年1月に「印旛沼流域水循環健全化計画」を策定しました。現在は、この計画に基づいてさまざまな取り組みを実践しています。

2. 環境に係る条例の制定

(1) 四街道市公害防止条例（昭和47年12月制定）

公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に制定しました。

(2) 四街道市環境基本条例（平成9年9月制定）

環境の保全、回復及び創出について基本理念や施策、地球全体の環境保全の推進等が盛り込まれた条例を制定しました。

(3) 四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例（平成9年12月制定）

ダイオキシン類の発生を抑制し、大気の保全と環境にやさしいまちを実現することが盛り込まれた条例を制定しました。

(4) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 （平成14年2月制定）

四街道市土砂等による土地の埋立て、盛土又はたい積行為規制条例を廃止し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために条例を制定しました。

(5) 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月制定）

一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する必要な事項を定めることを目的として制定しました。

(6) 四街道市まちをきれいにする条例（平成11年3月制定）

空き缶、吸い殻等の散乱、飼い犬のふん放置の防止、自動車の適正使用を目的に制定しました。

(7) 四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（平成元年3月制定）

繁茂した雑草等の放置を防止し、市民生活の保全を目的に条例を制定しました。

3. 千葉地域公害防止計画の策定

(1) 県による公害防止計画策定の経緯

千葉地域においては、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い人口が増加し、京葉臨海工業地帯の形成等によって昭和40年代後半から産業活動が活発化する一方で、大気汚染、水質汚濁等の生活環境の悪化や公害問題が引き起こされることとなりました。

このような状況に対処するため、県によって、昭和45年度に千葉・市原地域、昭和47年度に江戸川流域の公害防止計画が策定され、昭和49年度に両計画を統合した千葉臨海地域公害防止計画が策定されました。さらに、生活環境の悪化や公害問題の広域化に伴い、印旛沼、手賀沼地域等への拡大を図ってきました。平成元年には千葉地域公害防止計画に名称変更し、各種の公害防止施策を推進してきました。

(2) 平成27年度における環境質の状況

大気汚染、水質汚濁及び騒音の状況は以下のとおりです。

図表 2-3-1 大気汚染の状況

| 大気汚染物質 | 環境基準達成状況 | 備 考 |
|------------|---------------------------------|---|
| 二酸化硫黄 | 達成 | 59 測定局中、全局において達成 |
| 一酸化炭素 | 達成 | 23 測定局中、全局において達成 |
| 浮遊粒子状物質 | 達成 | 106 測定局中、全局において達成 |
| ベンゼン | 達成 | 30 測定局中、全局において達成 |
| トリクロロエチレン | 達成 | 24 測定局中、全局において達成 |
| テトラクロロエチレン | 達成 | 24 測定局中、全局において達成 |
| ジクロロメタン | 達成 | 25 測定局中、全局において達成 |
| ダイオキシン類 | 達成 | 56 測定局中、全局において達成 |
| 光化学オキシダント | 未達成 | 73 測定局中、全局において未達成 |
| 微小粒子状物質 | 未達成 | 43 測定局中、5局において未達成 |
| 二酸化窒素 | 達成 ゾーン内：16 か所 ゾーン未満：93 か所 | ※二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |

図表 2-3-2 水質汚濁の状況

| 水質汚濁物質 | 環境基準達成状況 | 備 考 |
|------------------|----------|---------------------|
| 健康項目(ダイオキシン類を除く) | 達成 | 104 測定地点中、全地点において達成 |
| 水質のダイオキシン類 | 達成 | 50 測定地点中、全地点において達成 |
| 底質のダイオキシン類 | 達成 | 31 測定地点中、全地点において達成 |
| 河川(BOD) | 未達成 | 37 水域中、4水域において未達成 |
| 湖沼(COD) | 未達成 | 4 水域中、全水域において未達成 |
| 湖沼(全窒素) | 未達成 | 2 水域中、全水域において未達成 |
| 湖沼(全りん) | 未達成 | 2 水域中、全水域において未達成 |
| 海域(COD) | 未達成 | 11 水域中、6水域において未達成 |
| 海域(全窒素) | 達成 | 5 水域中、全水域において達成 |
| 海域(全りん) | 未達成 | 5 水域中、2水域において未達成 |
| 地下水 | 未達成 | 一部の地域で未達成 |

第2章 環境行政の概要

図表 2-3-3 騒音の状況

| | | |
|-------|-----|--|
| 自動車騒音 | 未達成 | 評価の対象とした住居棟 256,318 戸のうち、27,141 戸(10.6%)が未達成 |
| 航空機騒音 | 未達成 | 59 測定地点中、22 地点において未達成 |

(3) 公害防止計画の概要

ア 計画策定地域

千葉市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・成田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・君津市・富津市・四街道市・袖ヶ浦市・印西市・白井市

イ 計画期間

平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間

ウ 計画の目標

計画における目標は、水質汚濁の健康項目（水質及び地下水）及び生活環境項目（河川、湖沼及び海域）の環境基準の達成であり、各種の公害防止施策等の推進により、目標が令和 2 年度末を目途に達成されるよう努めるものとされています。